

市からの 連絡帳



税・保険

住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額

平成19年4月1日～平成22年3月31日までの間に一定のバリアフリー改修工事を行った場合、改修工事が完了した年の翌年度分の固定資産税（当該住宅の100㎡の床面積相当部分まで）を3分の1減額します（都市計画税は含まれません）

一定のバリアフリー改修工事とは？
廊下の拡幅、階段のこう配の緩和、浴室・便所改良、手すりの設置、屋内の段差の解消、引き戸への取り替え工事、床表面の滑り止め化
対 65歳以上の方、要介護もしくは要支援の認定を受けている方、障害をお持ちの方が居住する建物（賃貸住宅を除く、平成19年1月1日以前から市内にある家屋）

要件
改修工事後3か月以内に申告を行う

うこと
改修工事に要した費用（補助金などを除く自己負担額）が30万円以上であること

現在、新築住宅軽減および耐震改修に伴う減額を受けていない建物であること

必要書類
住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額適用申告書

改修工事に要した費用の領収書、改修工事の内容等を確認できる書類（工事明細書、現場の写真など）

納税義務者の方の住民票
改修住宅にお住まいの方により次のいずれかの書類（65歳以上の方がお住まいの場合はその方の住民票、要介護または要支援を受けている方がお住まいの場合は、その方の被保険者証、障害をお持ちの方がお住まいの場合は、その方の障害を証する書類）

改修工事が完了した日から3か月を経過した後に申告する場合は、申

告できなかった理由書
補助金などの交付を受けた場合は、交付を確認できる書類も必要。
資産税課 田（☎460-9830）



住宅の耐震改修に伴う固定資産税の減額

昭和57年1月1日以前からある住宅の耐震改修工事を行った場合、改修工事が完了した年の翌年度分の固定資産税（当該住宅の120㎡の床面積相当部分まで）を2分の1減額します（都市計画税は含まれません）

要件
改修後3か月以内に申告を行うこと

改修工事に要した費用が一戸当たり30万円以上であること
減額期間

平成18年1月1日～平成21年12月31日に改修完了した場合
…翌年度から3年間

平成22年1月1日～平成24年12月31日に改修完了した場合
…翌年度から2年間

平成25年1月1日～平成27年12月31日に改修完了した場合
…翌年度から1年間

必要書類
耐震基準適合住宅に係る固定資産税の減額適用申告書

地方税法施行規則附則第7条第6項の規定に基づく証明申請書（現行の耐震基準に適合した工事であることの証明書）

改修工事に要した費用の領収書
改修が完了した日から3か月を経過した後に申告する場合は、申告できなかった理由書も必要。
資産税課 田（☎460-9830）

平成19年に所得が減って所得税が課されなくなった方へ
～申告により平成19年度の市・都民税が減額されます～

< 7月1日(火)～31日(木)までに申告を！ >

税源移譲により、所得税率の変更による税負担の軽減の影響を受けず、住民税率の変更による税負担の増加の影響のみを受けた方については、申告により平成19年度分の市民税・都民税から、税源移譲により増額となった住民税額相当分を減額し、減額措置が適用になった方には、平成19年度市民税・都民税がすでに納付済みの場合、減額分を還付します。

この措置による市民税・都民税の減額を受けるためには申告が必要です。

対象者 次の および に該当する方

平成19年度分市民税・都民税の合計課税所得金額（申告分離課税分を除く）> 所得税と市民税・都民税の人的控除の差の合計額

平成20年度分市民税・都民税の合計課税所得金額（申告分離課税分を含む） 所得税と市民税・都民税の人的控除の差の合計額

* 課税所得金額...所得金額から所得控除金額を引いた金額 * 人的控除の差...別表参照

例えば...



出産や病気のため
長期休職されていた方



定年退職された方や
依願退職された方



自営業で業績悪化のため
大幅に所得が減った方

以上のような方で、平成19年分の所得税が課されなかった場合は、この措置の対象になる可能性があります。

対象外

- ◆ 寄附金控除などの人的控除以外の控除額が増額したり、住宅ローン控除などによって所得税が課税されなくなった方
- ◆ 平成19年中に亡くなられた方や、海外へ転出し、平成20年1月1日現在国内に居住されていない平成20年度住民税の納税者とならない方
- ◆ 平成19年度市民税・都民税が非課税の方

申告方法

「平成19年度分市町村民税・道府県民税減額申告書」を市民税課（田無庁舎4階）へ提出してください。郵送でも提出できます。

保谷庁舎および出張所では受付できませんのでご注意ください。

平成19・20年度とも西東京市に課税資料があり賦課決定している方で、この措置に該当する方には6月末に申告書を送付します。

◆ 平成19年1月2日以降西東京市に転入された方で該当する方は、平成19年1月1日に住所のあった市区町村に申告してください。

◆ 平成20年度の課税状況がわからない場合、経過措置に該当するか否か確認できません。平成19年中の所得がなかった方や被扶養者の方で所得の申告義務のない方も、市民税・都民税の申告がない場合、経過措置の対象にはなりませんので、早急に申告してください。

所得税と市・都民税の人的控除の差額

控除の種類		差額	
配偶者控除	一般（70歳未満）	5万円	
	老人（70歳以上）	10万円	
配偶者特別控除	配偶者所得額	38万1～39万9,999円	5万円
		40万～44万9,999円	3万円
		45万～75万9,999円	0円
扶養控除	一般	5万円	
	特定（16歳～22歳）	18万円	
	老人（70歳以上）	10万円	
同居特別障害者加算	同居老親	13万円	
	同居特別障害者加算	12万円	
障害者控除	普通	1万円	
	特別	10万円	
寡婦控除	一般	1万円	
	特別	5万円	
寡夫控除		1万円	
勤労学生控除		1万円	
基礎控除		5万円	

